

～～ Go To Eat キャンペーンに連動し、市内飲食店を応援します～～

受付期間

令和3年3月31日（水）

事業概要

<p>事業名称</p>	<p>Go To Eat キャンペーン連動新型コロナウイルス対応飲食店利用促進事業 「飲食店へ行こう！」キャンペーン</p>
<p>事業内容</p>	<p>1. Go To Eat キャンペーンで、プレミアム付食事券を購入された市民の方及び18歳未満の子どもに、市が応援チケットを交付します。 2. 各店舗では、現金と同様に応援チケットを受け取り、後日事務局で換金をします。 ※ 割引キャンペーン（協力金等）は実施しません。 ※ 振り込みまでに時間を要することがあります。</p>
<p>実施期間</p>	<p>令和3年3月31日（水）まで（換金期限：令和3年4月30日（金）まで）</p>
<p>対象事業者</p>	<p>次のいずれにも該当する飲食店が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市内に店舗が所在していること。 2. 主として「食事の提供」を目的とした飲食店であること。 ※ Go To Eat キャンペーン参加要件（食事券利用対象店舗）に準じます。 (対象外店舗の例) デリバリー専門店、テイクアウト専門店、移動販売店舗、カラオケボックス、及び風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく許可又は深夜における酒類提供飲食店営業開始届出書の提出を必要とする業態の飲食店など 3. 本事業の主旨に賛同していただけること。 4. 「いばらきアマビエちゃん」に登録済みであること。 ※ 未登録の場合は、必ず登録していただくことになります。 5. 暴力団関係者でないこと。
<p>事業イメージ</p>	<div style="text-align: center;"> <p>応援チケットの交付申請</p> <p>応援チケットの交付</p> </div>

申請に必要な書類

申請者全員が必要な書類

- ・登録申請書
- ・誓約書

「おうちでひたちごはん」利用促進事業に参加していない場合に必要な書類

※「おうちでひたちごはん」利用促進事業に参加した事業者の方は、添付不要です。

- ・飲食店営業に係る許可等が確認できる書類（許可証の写し）
- ・振込先口座が確認できる書類（通帳表紙の裏面の写し又は電子通帳の画面を印刷したもの）

「いばらきアマビエちゃん」登録済み事業者の方

- ・登録したことが確認できる書類（感染防止対策宣誓書の写しなど）

「いばらきアマビエちゃん」未登録事業者の方

- ・「いばらきアマビエちゃん」登録申請書

申請に関する注意事項

- 1 Go To Eat キャンペーン事業への参加は、別途申請が必要となります。登録対象要件が異なりますので、事前にご確認ください。
なお、Go To Eat キャンペーン事業に参加せず、市の「飲食店へ行こう！」キャンペーンのみに参加することも可能です。
- 2 Go To Eat キャンペーン事業で発行されたプレミアム付食事券は、Go To Eat キャンペーン事務局から指定された方法により換金手続を行なってください。
※ 日立市地元買物推進委員会事務局では、日立市が発行した応援チケットのみの換金となります。プレミアム付食事券は換金できませんのでご注意ください。
- 3 本事業は、応援チケットの利用登録店を募集するものです。割引キャンペーン（協力金等）は実施しませんので、あらかじめご確認ください。
- 4 本市の産業振興施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 5 事務局職員が対象要件の確認のため、実態調査（書面・口頭・事業所等立入検査等）を実施する場合があります。
- 6 誓約内容を確認するため、関係機関に照会する場合があります。

お問い合わせ及び申請書提出先

日立市地元買物推進委員会事務局（日立市役所商工振興課内）

〒317-8601 日立市助川町 1-1-1

電話：050-5528-5159 FAX：0294-24-1713

Eメール：shoko1@city.hitachi.lg.jp

日立商工会議所 商業観光課

〒317-0073 日立市幸町 1-21-2

電話：0294-22-0128 FAX：0294-22-0120